

# 地域包括支援センターのイベント

→高齢福祉課☎(042)321-1301

**転倒予防教室・フレイルに関する話**  
 12月3日(木)午前10時～11時30分 光公民館

コロナ禍での外出自粛のなか、筋力・体力低下、足腰の衰えが気になる方、転倒予防体操と一緒に楽しみませんか。元気に長生きするためのフレイルの話もします

**対**市内在住でおおむね65歳以上の方  
**講**丸山秀雄さん(介護予防実践運動指導員)  
**定**15人 **料**無料  
**申**11月16日(月)から電話で地域包括支援センターひかり☎(042)573-4058へ※先着順  
**物**飲み物 **注**動きやすい服装で参加

**もともち地域センター**  
**自主事業**  
**ふるさと国分寺の**  
**いま・むかしを学ぶ講座**

12月3日(木)午後1時30分～4時  
 もともち地域センター

新田開発以降を中心に、古代から現代へつながる国分寺市の歴史や文化を学ぶ講座です。意外と知らないふるさと知識や参加者との意見交換で、ふるさと国分寺への愛着を深めてみましょう。

**対**市内在住の方  
**講**NP法人まちづくりサポート国分寺

イベント パブコメ

## 12月のおれんじCafe

**おれんじCafeサンライト**  
 日8日・22日(火)午後1時～4時  
 場特別養護老人ホームサンライト(西町1-31-2)  
 対認知症の方やその家族、地域の方  
 料100円 問☎(042)595-7351  
 →高齢福祉課☎(042)321-1301

**年末保育を行います**

日12月29日(火)・30日(水)午前7時～午後7時のうち希望する時間

**対**初めてママ・パパになる方  
**料**無料  
**申**メールアドレスを準備のうえ、電話で健康推進課へ  
 ↓健康推進課☎042・321・1801



**オンラインで実施**  
**ひかりクラス(両親学級)**

12月19日(出)  
 午前10時～11時10分

助産師による、もく浴の講義や保健師の話、質疑応答などの両親学級をオンラインで行います。

**対**初めてママ・パパになる方  
**料**無料  
**申**メールアドレスを準備のうえ、電話で健康推進課へ  
 ↓健康推進課☎042・321・1801

**令和3年度実施予定**  
**公募型協働事業**  
**公開プレゼンテーション審査**

公募型協働事業「こくぶんじ青空ひろば事業」・「こくぶんじカレッジ協働事業」申し込み団体の審査を行います(10月15日号2ページ参照)。審査は、協働事業審査会が行います。申し込み団体のプレゼンテーションと審査会委員による質疑を傍聴できます。

日11月17日(火)午後2時15分～  
 場市役所第1庁舎3階第一・二委員会室  
 ↓協働コミュニケーション課☎042・327・3771

※6時以降は延長保育時間帯  
 場こくぶんじ保育園

**対**次のすべてに該当する児童○市内に住所を有する○認可保育所または認証保育所・家庭的保育室・認定こども園などの保育施設に入所している○保護者のため保育ができない

**料**児童1人につき3千円/日(延長保育料は別途400円/日)  
**申**11月30日(月)～12月7日(土)日曜日を除く)に、申込書を郵送(必着)または直接〒185-8501子ども子育てサービス課(市役所第2庁舎)へ  
**申**込書配布市内認可保育所・家庭的保育室・認証保育所、子ども子育てサービス課※市HPからダウンロード可  
 ↓子ども子育てサービス課内383)

# まちづくり条例改正原案パブリック・コメント(意見提出手続)、市民説明会の実施

→まちづくり推進課(内459)

社会情勢の変化やまちづくりの進展などを踏まえ、まちづくり条例の見直しを進めています。市民懇談会、団体ヒアリングなどでいただいた意見を参考に作成した条例改正原案に関して、市民の皆さんの意見を伺うため、パブリック・コメント(意見提出手続)と市民説明会を実施します。

**対**次の①～⑤のいずれかに該当する方や団体①市内在住②市内在勤または在学③市内で事業活動または公益的な活動をしている④本市に納税義務がある⑤当該案件に利害関係がある

**公表・募集期間**11月16日(月)～12月15日(火)

**公表場所**まちづくり推進課(市役所第2庁舎)、オープナー(同附属棟)、cocobunji市民サービスコーナー(cocobunji WEST5階)、国立駅前市民サービスコーナー(国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内)、各公民館・地域センター、恋ヶ窪・光図書館、本多図書館駅前分館、福祉センター、市HP※閉庁日・閉館日にご注意ください

**提出方法**意見に件名・住所・氏名(団体の場合は名称・代表者氏名・事務所等の所在地)、対象の①～⑤のうち該当する番号を明記し、郵送(必着)・☎(042)324-0160・✉machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jpまたは直接〒185-8501まちづくり推進課へ※市外在住の方は、市内の勤務先・通学先、事業・公益的な活動内容などを併記してください

**注**いただいた意見は検討し、その概要とそれに対する市の考え方を後日公表します。直接回答は行いません。収集した個人情報は、個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います

## まちづくり条例改正原案の概要(一部)

- 開発基本計画の届出対象を、国分寺崖線区域内で第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域に属する開発事業(墓地等を除く)の場合、現行開発区域面積300㎡以上から500㎡以上に見直します
- 開発事業に関する意見書の提出時期を、より早い段階から提出できるよう見直します
- 大規模開発事業の手続き対象を、一戸建ての建築を目的とする開発事業の場合、国分寺崖線区域内も含め、現行開発区域面積3,000㎡以上から5,000㎡以上に見直します
- 都市計画法に基づく開発行為を除き、公園整備について一定の要件を満たす場合は、金銭代替も選択できるよう見直します
- 新設道路が延長120m以下の通り抜け道路の場合、幅員の基準を現行5.5m以上から5m以上に見直します
- 新設道路が延長35m以下の行き止まり道路の場合、幅員4.5m+転回広場での整備も可能となるよう見直します
- 第1種低層住居専用地域における建築物の敷地面積の最低限度を、開発区域面積5,000㎡未満の場合は現行125㎡以上から115㎡以上へ、開発区域面積5,000㎡以上の場合は現行135㎡以上から125㎡以上に見直します
- 防災倉庫の設置対象の一部を、現行50区画以上から30区画以上の一戸建ての建築を目的とする開発事業の場合に見直します
- 建築物の外壁を敷地境界から1m以上後退する規定の緩和措置に関して、外壁の長さの合計を3m以下(現行)から10m以下(改正原案)までとし、開発区域外との隣地境界の部分を除き、0.5mまで後退を緩和可能となるよう見直します
- 自動車駐車場の設置台数を、商業地域および近隣商業地域の場合、駐車施設設計図書に基づき市長が定めた台数に見直します
- 公開空地の設置の対象を、現行開発区域面積1,000㎡以上から500㎡以上に適用することに見直します。なお、開発区域面積500㎡未満の場合(中高層建築物など)で公開空地設置により良好な地域環境創出に寄与する場合は、緑化基準を一部緩和できるものとし、また
- 商業地域における敷地内の緑地等の基準について、緑化率および緑化・空地率を一部見直します※緑化・空地率15%→9%など
- 国分寺崖線区域内の緑化について、接道部緑化率の基準を新たに導入し、景観や緑の質の向上を図る場合は、緑化・空地率の整備基準を一部見直します※接道部緑化率40%以上を確保する場合、緑化・空地率20%→16%など
- 報告要請、勧告、公表の対象を、代理人や工事施工者にも適用できるよう見直します

市民説明会	日(11月)	時間※同内容	場所	定員(人)
21日(土)		午後1時～2時	市役所第1庁舎3階第一・二委員会室	各20
		3時～4時		
		6時～7時		
25日(水)		2時～3時	本多公民館	各45
		7時～8時		
29日(日)		午前10時～11時	ひかりプラザ	各20
		午後1時～2時		
		3時～4時		

**申**11月16日(月)～開催日の前日までに希望日時、参加者氏名、連絡先(電話番号)を電話でまちづくり推進課へ※先着順

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。